

## 船員保険就学等援護費の概要

### 就学等援護費とは

職務上の事由により亡くなった船員の家族及び重度の障害により障害年金を受けることになった船員又は家族の教育費等の負担の軽減を図るため、遺族年金又は障害年金の受給者に対して支給する。

なお、就学等援護費は平成 22 年 1 月以降、労災保険の社会復帰等促進事業として実施されており、平成 21 年 12 月以前の職務上の遺族年金又は障害年金の受給者については、経過措置的に船員保険から支給している。

### 支給対象者

- 職務上の事由による遺族年金の受給者である在学者等。
- 職務上の事由による遺族年金の受給者であって、在学者<sup>(注)</sup>と生計を同じくしている者等。
- 重度職務上障害年金（障害の程度が 1 級～ 3 級）の受給者である在学者等
- 重度職務上障害年金（障害の程度が 1 級～ 3 級）の受給者であって、在学者である子と生計を同じくしている者等

（注）死亡した被保険者により生計が維持されていた子に限る。

## 支 給 月 額

- 保育費・・・・・・・・・・12,000 円 [ 3 人 ]
- 小学生・・・・・・・・・・12,000 円 [ 2 9 人 ]
- 中学生・・・・・・・・・・16,000 円 [ 2 9 人 ]
- 高校生・・・・・・・・・・18,000 円 [ 4 3 人 ]
- 大学生・・・・・・・・・・39,000 円 ( 通信制大学の在学者は 30,000 円 ) [ 4 2 人 ]

( 注 1 ) 4 月と 1 0 月に 6 ヶ月分を支給。

( 注 2 ) [    ] は平成 2 5 年 4 月の支給対象者数。

船員保険就学等援護費と労災保険就学等援護費の変遷（昭和63年度以降）

（単位：円）

	船員保険・労災保険就学等援護費（就労保育援護費・就学援護費）				
	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生
昭和63年度～	5,500	5,500	8,000	10,000	21,000
平成2年度～	6,000	6,000	9,000	11,000	23,000
平成4年度～	7,000	7,000	10,000	12,000	26,000
平成6年度～	8,000	8,000	11,000	13,000	29,000
平成8年度～	9,000	9,000	12,000	14,000	32,000
平成10年度～	10,000	10,000	14,000	16,000	34,000
平成12年度～	11,000	11,000	15,000	17,000	35,000
平成14年度～	12,000	12,000	16,000	18,000	36,000
平成16年度～	12,000	12,000	16,000	18,000	38,000
平成18年度～	12,000	12,000	16,000	18,000	39,000
平成20年度～	12,000	12,000	16,000	18,000	39,000 (30,000)
平成25年度～	12,000	12,000	16,000 (13,000)	16,000 (13,000)	39,000 (30,000)

注1) は単価変更等の箇所。

注2) ( )は通信制課程に在学する者の単価。